

岩手県告示第521号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて次のとおり免許の出願があった。

なお、同法第3条第1項の規定により、当該出願に係る関係書類を令和5年11月7日から同月28日まで岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター漁港漁村課に備えておいて縦覧に供する。

令和5年11月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 免許の出願をした者の住所及び名称

- (1) 住所 盛岡市内丸10番1号
- (2) 名称 岩手県

2 埋立区域

- (1) 位置 大船渡市大船渡町字永沢174番1、字上平13番1、13番2、13番3、13番4、13番5、13番6、13番7、13番8、13番17及び13番18地先水面
- (2) 区域 大船渡市大船渡町字上平15番5地先内の復旧・復興補助基準点2A067を基点とし、基点から48度48分39.92秒92.30メートルの点を1点とし、1点から158度20分46.00秒5.00メートルの点を2点とし、2点から248度20分45.95秒0.85メートルの点を3点とし、3点から158度20分45.95秒76.18メートルの点を4点とし、4点から333度01分51.97秒4.18メートルの点を5点とし、5点から323度24分53.03秒9.22メートルの点を6点とし、6点から326度15分41.69秒4.27メートルの点を7点とし、7点から323度22分14.36秒3.95メートルの点を8点とし、8点から323度19分21.15秒4.41メートルの点を9点とし、9点から321度07分52.64秒4.28メートルの点を10点とし、10点から299度44分41.57秒1.88メートルの点を11点とし、11点から323度43分12.53秒3.67メートルの点を12点とし、12点から323度41分15.04秒6.25メートルの点を13点とし、13点から322度12分00.72秒5.68メートルの点を14点とし、14点から333度18分32.15秒4.27メートルの点を15点とし、15点から307度25分54.60秒2.43メートルの点を16点とし、16点から349度51分54.97秒31.24メートルの点を17点とし、1点から17点までの各点を順次に直線で結んだ線及び17点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域
- (3) 面積 670.23平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置 2(1)と同じ。
- (2) 区域 別紙図面のとおり。
- (3) 面積 6,870.28平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

- (1) 着手期間 免許の日から起算して120日以内
- (2) しゅん功期間 着手の日から令和9年3月31日まで

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター漁港漁村課に備えておいて縦覧に供する。